



30 指令市経市活第 19 号
平成 30 年 5 月 25 日

名古屋市千種区内山三丁目 28 番地 2 号
KS 千種ビル 6 階 F
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
代表者 杉浦 市郎 様

名古屋市長 河村 たかし



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

平成 29 年 12 月 26 日付けで受け付けた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 45 条第 1 項の規定により、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自 平成 30 年 5 月 25 日
認定の有効期間
至 平成 35 年 5 月 24 日

担当 市民経済局地域振興部
市民活動推進センター
電話 052-228-8039